

2 子どもが生まれたら

出生届

子どもが生まれた日を含め 14 日以内に、届出をしてください。届出は、出生した市町村、届出人の住所地・本籍地のいずれでも可能です。

届出に必要なもの

- 出生届（病院等が発行します）
- 母子健康手帳
- 届出人の身元確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- ※国民健康保険被保険者証（国民健康保険加入者のみ）



市民課 戸籍係 TEL:21-0252または各地域局 協働推進係 TEL(30p~参照)

出産子育て応援給付金事業（子育て応援金）・ 子育て応援ポイント事業

出生児の養育者であって、子とともに市内に住所を有する場合、市から子育て応援金・子育て応援ポイントとして 10 万円相当を支給します。

（申請時に印鑑と支給（振込）先金融機関の口座番号等が分かるものが必要です。）

健康づくり課 TEL:21-0228

子育て応援チケット交付事業

子育て応援チケットの交付により、育児に伴う保護者の身体的、心理的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整備しています。チケットでは、以下の市の子育て支援サービス 6 事業を無料もしくは低額でご利用いただけます。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ①産前産後ヘルパー派遣事業 (4p 参照) | ②産後ママ安心ケア事業 (4p 参照) |
| ③ファミリーサポートセンター事業 (12p 参照) | ④病後児保育事業 (17p 参照) |
| ⑤一時預かり事業（一般型） (17p 参照) | ⑥歯科フッ素塗布 |

こども未来課 支援係 TEL:21-2666

出産育児一時金直接支払制度

国民健康保険に加入している方が出産する時に、あらかじめまとまった出産費用を用意しなくとも安心して出産できるよう、市から直接医療機関に出産育児一時金の 50 万円を支払う制度です。制度を利用する場合は、出産する医療機関で出産前申請をしてください。

出産にかかった費用が、出産育児一時金より少ない場合は、その差額が支給されますので市役所で手続きをしてください。
なお、国民健康保険以外の方は、ご自身が加入している医療保険者から支給されます。

地域医療連携課 健康保険係 TEL:21-0258
または各地域局 協働推進係 TEL(30p~参照)



産婦健康診査事業

おおむね産後2週間および、産後1ヶ月の産婦を対象とした健康診査に関する費用を助成しています。

助成対象となる産婦健康診査内容

問診 (生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往症、服薬歴など)

診察 (子宮復古状況、悪露、母子の状態など) 体重、血圧測定、尿検査（蛋白、糖）、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）

対象となる回数…対象者一人につき 2回以内

(公費負担上限 5,000円 ※公費負担額を超えた残額は自己負担)

産後の心と体の健康を確認しましょう。



健康づくり課 TEL:21-0228

産後ママ安心ケア事業

出産後の一定期間、医療機関や助産院の助産師等から、母乳ケアや授乳指導・育児相談が受けられます。対象は、高梁市内に住所を有する、医療を必要としないお母さんとそのお子さんです。なお、一部利用者負担金が必要で、食事代・衛生材料などは別途自己負担が必要です。

項目	種類	宿泊型ケア	日帰り型ケア	母乳育児相談
サービス内容	サービス内容	医療機関等に宿泊してサービスを受ける	日帰りでサービスを受ける	1時間程度のサービスを受ける
対象者	産後12ヶ月以内の母子			産後12ヶ月以内の母子
利用限度	通算7日以内			通算4回以内

健康づくり課 TEL:21-0228

産前産後ヘルパー

出産前後に核家族等でまわりに支援をしてくれる人がいない方を対象に、家事や育児の支援をする産前産後ヘルパーを派遣します。

利用条件	母子手帳交付後から出産後1年以内 上限20回
利用金額	1時間ごと500円
利用時間	8:30~17:00 の間の4時間以内

こども未来課 支援係 TEL:21-2666



児童手当

児童手当は、中学校卒業までの児童を監護（養育）している保護者等に、支給されます。（一定以上の所得がある方は、所得金額により、特例給付 5,000 円が支給される場合と、対象から除外される場合があります。）児童手当は、赤ちゃんが生まれてから 15 日以内に、認定請求の手続きをしてください。なお公務員の方は、勤務先に申請してください。毎年 6 月に提出してもらっていた現況届の提出は不要になりました。（一部必要な場合があります。）また、転入・転出・転居時や、児童を監護（療育）しなくなった場合などにも届出が必要です。

新規申請時に必要なもの

- 請求者の健康保険
- 請求者および配偶者の所得証明書
- 請求者名義の金融機関口座の通帳
- 請求者、配偶者の個人番号（マイナンバーカード）
- 請求者の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- 代理申請の場合は委任状
- 児童の住所が市外の場合は、児童の世帯の住民票の謄本と児童の個人番号（マイナンバーカード）

支給額

3歳未満の児童 1人につき	月額 15,000 円
3歳以上小学生までの 第 1・2 子の児童 1人につき	月額 10,000 円
3歳以上小学生までの 第 3 子以降の児童 1人につき	月額 15,000 円
中学生 1人につき	月額 10,000 円

こども未来課 こども相談係
TEL:21-0288
または各地域局協働推進係
TEL(30p～参照)

支給月
毎年6月、10月、2月に
それぞれの前4ヶ月分を
支給します。

子ども医療費

高梁市では、18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童（一般的に高校卒業までの児童・生徒）の医療費の自己負担額が原則無料となる「子ども医療費」の給付を行っています。出生時や転入時には、「子ども医療費受給資格者証」の申請を行ってください。（申請時に、印鑑と対象児童《又は対象児童が加入予定》の健康保険証が必要です。）岡山県内での受診時には、医療機関に健康保険証とともに「子ども医療費受給資格者証」を提示すれば、原則医療費の自己負担額は無料になります。

また、岡山県外で受診された場合や、「子ども医療費受給資格者証」を提示できなかった場合などは、医療機関で自己負担額を支払った後、領収書を添えて市に申請すれば、払い戻しを受けることができます。（薬の容器代や診断書作成料など、医療費に該当しない部分は払い戻しができません。）

ただし、幼稚園、保育園、こども園、学校などの管理下でのケガや疾病の場合は、日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」など、園・校で加入している保険をご利用ください。

申請については所属されている園・学校へお問い合わせください。

こども未来課 こども相談係
TEL:21-0288
または各地域局協働推進係
TEL(30p～参照)



未熟児・養育・医療制度

生まれた時の体重が 2,000 グラム未満であるなどで、医師が入院療育を必要と認めた未熟児に対し、入院療育にかかる必要な医療費の給付を行います。この制度では所得に応じた自己負担額が生じますが、その自己負担額は「子ども医療費」の対象となりますので、実質的に保護者の医療費負担は無料になります。

こども未来課 こども相談係 TEL:21-0288

